

令和6年6月24日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として令和2年2月27日に面会謝絶を決定、以降継続中であること、あわせてこの会議を中止しているため、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日 共同生活住居 利用定員	平成17年10月 1日開設、利用定員9人（一番館） 平成23年 4月 1日開設、利用定員9人（二番館）
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場 令和6年6月24日13時30分から
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 ・当町健康福祉課
・地域住民 ・当町地域包括支援センター
・ちどりの会 ・当町社会福祉協議会
(当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて
3. 日常的な取り組み
4. 次回運営推進会議も中止、資料配布

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	長生郡白子町	茂原市	合計
人数	13	1	1	15
増減	-2			-2

前回会議時点（4月23日）17

② 要介護度等～前回当会議開催時とほぼ変化はない。

当ホームをして最大の課題は、面会交流、外出等について、依然として慎重にならざるを得ず、日常生活を通じたリハビリテーションに支障を来している。当ホームをして、制限下において、ADLの維持改善を図る妙手はなく、当ホーム一番館二番館間の往来を積極的に推奨するほか、二番館においては2階建で2階居室を利用している入居している入居者にとっては、階段の昇降を積極的に推奨するなどしている。

※この項、前回資料と同一記述



高齢者の認知機能低下、8割の施設で コロナ制限影響か～
日本経済新聞（2022.06.25WEB）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE069J50W2A600C2000000/>

（当該記事 QR コード）

2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて

(1) 前回会議（4月23日）以降、入居者・役職員に感染発症なし

(2) 新型コロナウイルス感染症が増加している

当ホームにおいて入居者、役職員がインフルエンザに感染した事例はない。新型コロナウイルス感染症が最近増加傾向にあり、近隣の施設等においてクラスター感染が発生したとの報に接した。5類移行前後で感染対策について緩和することはない。

(3) ワクチン接種の推進

今後、新型コロナウイルスのワクチン接種の機会がある毎に、入居者はもとより、役職員についても推進したい。

(4) クラスター感染対策

前回会議と重複するが、新型コロナウイルス感染症流行前の冬季、毎年インフルエンザの流行と、感染発症に伴う重症肺炎とその致死率が極めて高かったことが施設運営上の脅威であった。

当ホームは昨年8月から9月にかけて、また、当ホーム同種僚施設のゆうなぎ白子（長生郡白子町幸治3079番地3当社本店所在地所在）においては令和2年12月から1月にかけて新型コロナウイルス感染症のクラスター感染を生じており、結局、季節に関係することはなく、また、5類移行後もその脅威は、なんら変わることがない。

これより先、現状の新型コロナウイルス感染症対策を実施してきた知見を活かし、このまま感染症対策を継続する。よって、不本意ではあるが、面会、外出、外泊などの制限は継続して実施する。

(5) 制限下における面会、外出の推進

一方で、新型コロナウイルス感染症の重症化があまりみられなくなったことを踏まえ、徐々にではあるが、外出できるようになった。今後、外出先での滞在方法や場所の選定を慎重に検討しながら実施していきたい。

(6) マスク着用の推奨

役職員のマスク着用についてはこれまでのとおり、例外なく解除しない。当ホームのマスク着用の考え方については、後記のとおり、国（厚生労働省）が既に発出の「令和5年3月13日以降のマスクの着用の考え方について」を踏襲する。

～令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について～

<着用が効果的な場面>

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時

<医療機関や高齢者施設などの対応>

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。（出典：厚生労働省 令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

3. 日常的な取り組み

新型コロナウイルス感染症流行にともなう事柄をお伝えすることが多く、また、中心にならざるを得ない状況が継続していたところ、その他の当ホームにおける日常的な取り組みを紹介する機会を逸していたことから、紹介を始めることとした。今回は主に生計を維持する観点から紹介する。

第5回：生計維持の相談と支援の実例

前回「[当社オリジナルリバースモーゲージ](#)」を紹介した。

入居者本人が年金収入のみで、貯蓄はないが、当ホームに入居することによって遊休化した自宅や不動産がある場合に、自宅や不動産を換価することで資金を得、または賃貸物件化して賃料収益を得るなどして有効活用し、入居費用の一助とするものである。

近年、高齢者が居住していた土地建物が、当該高齢者の死亡、介護施設への入居を機に、いわゆる空き家、遊休化して社会問題となっているが、これに対して当社は解決策のひとつとして社会に提示している。

当社は宅地建物取引業（不動産業）免許を有しており、平成19年から遊休化した自宅や不動産の換価、有効活用によって資金を得て、当ホームの入居費用に引き当てる支援を実施している。当社のこの手法が平成21年に経済産業省中小企業庁と千葉県のコラボレーションで行われている経営革新事業に選定され、これを機にこの手法を「[当社オリジナルリバースモーゲージ](#)」と称して、商品化した。

[当社オリジナルリバースモーゲージ](#)によって、自宅などの処分可能な不動産や遊休化した不動産を有している場合、入居後の貯蓄の枯渇や、入居時において貯蓄をほとんど有していない場合も、資金を得て、その後の当ホームにおける生活と生計維持がなされ、配偶者や家族の経済的支援や負担がなくても、安心して余生を送ることができた入居者は少なくない。

その実例をケアプラン（施設サービス計画書とそれに付随する書面）にて説明する。ケアプランは末尾の付録を参照されたい。

4. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、令和6年度運営推進会議、次回、第3回は、8月26日（月）1

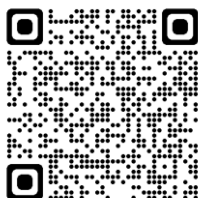
3時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先
事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
電話 0475-36-5711



当社オリジナルリバースモーゲージ
当社 WEB サイトから



ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
弊社の詳細は、こちら

QRコード弊社WEBサイト



ワムネット、ゆうなぎ九十九里の評
価掲載当該サイト

QRコードワムネット

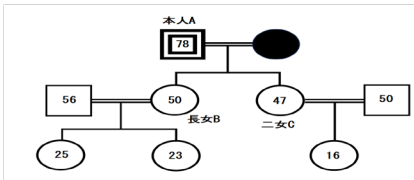


ゆうなぎ九十九里、運営推進会議録
掲載サイト (ワムネット、ワムネ
ット、ゆうなぎ九十九里の評価掲載当
該サイトへのリンクあり)

ゆうなぎ九十九里

様式 1 事例概要

受講番号	2338	氏名	萩原将之	グループ番号	411
------	------	----	------	--------	-----

領域 *○を記入	<input type="checkbox"/> 看取り等における看護サービス <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 社会資源 <input type="checkbox"/> 家族への支援の視点 <input type="checkbox"/> 入退院時等における医療との連携 <input type="checkbox"/> 状態に応じた多様なサービス						
対象者 (イニシャル)	A	性別	男	年齢	78 歳	要介護状態区分	要介護 2
【事例のタイトル】 自宅が令和元年房総半島台風（台風 15 号）により全壊。住むところがなく、認知症で自宅以外に住むことが困難、自宅の取り壊しが急務で金銭に困窮しているところ、相続、その後の資産売却で資金を得られんとするケース							
【事例提出の理由】 当ホームは V 町所在の地域密着型サービスの一である認知症対応型共同生活介護事業所であって、A の保険者は X 市であることから、X 市に A について当ホームの利用につき申請中であること、よって、X 市が A について当ホームを指定する日の前日までは自費での利用となり、指定された日の前日までの自費の利用については、償還払いの対象とはならない。本件のような事例は、専門書に当たるも見当たらない。斯様な事例があるのかなど、参考までに提出する。							
【主訴】 本人 A：うん。家がなくなって、だからと言って、二女 C のところにもいられないなあ。長女 B：夫の両親と同居でかかる事態にあっても父 A を引き取ることは困難。嫁の身で父に資金援助も困難。二女 C：夫と娘との生活、しばらくは父と同居できるが長期は困難、資金支援も困難。				【家族構成図】 長女二女、同一市内近居 			
【生活歴】 S16 出生、3 人兄姉弟の 3 番目。S41・25 歳婚姻、S44・26 歳時に長女、S47・29 歳時に二女、同年 X 市に自宅兼酒店開業、H20 廃業、以降妻と年金と貯金と頼まれて草刈や空き地管理のバイト生活、H29・77 歳時に妻死亡以降独居。H29 妻の死亡後事理弁識能力を欠くような発言や行動が見られ、近隣に住む長女二女が交代で食事を運び、入浴を促すなどして支援していた。R1 房総半島台風で自宅が損壊し居住不能。				【介護者及び家族の状況】 単身独居。長女 B、二女 C が同一市内近隣、近居。二女 C は本人自宅と同一町内徒歩 12 分 【既往歴・病歴】 S62 交通事故受傷で右足骨折、H16 高血圧、H20 前立腺がん、H29 アルツハイマー型認知症			
【事例の概要】 * 今回のテーマに沿った内容を含むこと H29・77 歳時に妻死亡、同時にアルツハイマー型認知症の診断。以降、頼まれて草刈や空き地管理のバイト生活にピリオド。元酒店主人で広範な交際関係あるも、H27 頃からカラオケ仲間との交流が減少し、H27 頃からアルツハイマー型認知症が対人関係の縮小に寄与。以降、食事を欠く、整理整頓ができない、入浴をしないなどで、要介護認定とともに週 2 回程度デイサービスの利用。他は近隣の長女二女が交代で食事の提供、入浴の促し、身の回りの世話に通う。令和元年房総半島台風（15 号）によって自宅が全壊。近隣の二女宅にて生活を始めるも、認知症の BPSD から徘徊・幻覚・幻覚、帰宅願望等で二女宅での生活が困難。損壊した自宅が周辺の住戸、往来の歩行者・自動車に二次被害を及ぼす危険性があるも取壊資金捻出困難だが、同時期に死亡した姉の相続で資金を得。しかし貯蓄を合わせても足らず、取壊し後の自宅敷地の売却益で取壊費用充当及び年金では足りない施設等入居費用に充当したい。							
望む暮らし(本人らしさ)、生活の希望・要望							
【本人】 家が住めないことはないでしょう。だって、私と家内で汗水たらした家なくなるなんてないよ。それに家内が待っているんで、二女の家も孫も二女の夫も楽しいが、そんなに長くは居られないよ。							
【家族（続柄：長女、二女）】 長女 B：夫の両親と同居でかかる事態にあっても父 A を引き取ることは困難。嫁の身で父に資金援助も困難。二女 C：夫と娘との生活、しばらくは父と同居できるが長期は困難、資金支援も困難。長女・二女：このうえは一刻も早く入居させてほしい。いろいろかかる費用は当面は工面する。その後は自宅敷地の売却益を充当する。							

様式2 基本情報・アセスメント

基本情報に関する項目

アセスメントの実施日（場所）：令和1年9月20日（二女の自宅）

No.	標準項目名	項目の主な内容		
1	基本情報	初回受付日	令和1年9月15日	
		受付経路	二女が契約する保険の保険会社代理店	
		氏名（性別）	A（男）	
		年齢	78歳（現在82歳）	
		住所	X市	
	その他	当ホームWはX市隣接のV町所在。地域外から入居。 当ホームは手元資金がなくとも売却・転用（収益物件化）することで入居資金をねん出できると聞いた。		
2	生活状況	生活歴	S16出生、3人兄弟の3番目。S41・25歳婚姻、S44・26歳時に長女、S47・29歳時に二女、同年X市に自宅兼酒店開業、H20廃業、以降妻と年金と貯金と頼まれて草刈や空き地管理のバイト生活、H29・77歳時に妻死亡以降独居。H29妻の死亡後事理弁識能力を欠くような発言や行動が見られ、近隣に住む長女二女が交代で食事を運び、入浴を促すなどして支援していた。R1房総半島台風で自宅が損壊し居住不能。一時的に二女C宅に身を寄せている。	
		家族状況	妻死亡、長女B50歳・現54歳、別居、配偶者、Bの長女25歳・現29歳、Bの二女23歳・現27歳、配偶者の両親と同居。二女C47歳・現51歳、同居、配偶者、Cの長女16歳・現20歳。	
		ジェノグラム (家族関係図)	<p>長女B、二女C、ともに同一市内。二女C宅は全壊した本人の自宅から徒歩12分程度</p> <pre> graph TD A[78] --- B((50)) A --- C((47)) B --- B1((25)) B --- B2((23)) C --- C1((16)) </pre> <p>本人A (78歳) は長女B (50歳) と二女C (47歳) とを有する。長女Bは配偶者 (56歳) と2人の子ども (25歳、23歳) を有する。二女Cは配偶者 (50歳) と1人の子ども (16歳) を有する。</p>	
3	利用者の被保険者情報	介護保険：要介護2 保険者X市 健康保険：後期高齢者医療保険 年金（月額10万円）		
4	現在利用しているサービスの状況	デイサービス		

No.	標準項目名	項目の主な内容		
5	障害高齢者の日常生活自立度	A1	6	認知症である高齢者の日常生活自立度
				II
7	主訴	初回の相談者	本人 A、長女 B、二女 C	
		相談内容	<p>本人 A：うん。家がなくなって、だからと言って、二女 C のところにもいられないなあ。</p> <p>長女 B：夫の両親と同居でかかる事態にあっても父 A を引き取ることは困難。嫁の身で父に資金援助も困難。</p> <p>二女 C：夫と娘との生活、しばらくは父と同居できるが長期は困難、資金支援も困難。</p>	
		本人・家族の要望	<p>【本人】家が住めないことはないでしょう。だって、私と家内で汗水たらした家なくなるなんてないよ。それに家内が待っているの、二女の家も孫も二女の夫も楽しいが、そんなに長くは居られないよ。</p> <p>【家族（続柄：長女、二女）】</p> <p>長女 B：夫の両親と同居でかかる事態にあっても父 A を引き取ることは困難。嫁の身で父に資金援助も困難。</p> <p>二女 C：夫と娘との生活、しばらくは父と同居できるが長期は困難、資金支援も困難。</p> <p>長女・二女：</p> <p>① このうえは一刻も早く入居させてほしい。いろいろかかる費用は当面は工面する。その後は、父の姉の相続財産（金銭）と、自宅敷地の売却益を充当する。</p> <p>② 相続と自宅敷地の売却のためには、父に代わって成年後見人に託すということだが、毎月報酬を支払うこととなる専門職後見人はご免こうむりたい。なぜなら、施設入居には月額 15 万円相当かかりそうで、父の年金は月額 10 万円である。報酬は支払えないので、後見人は長女二女の何れかでなければならない。</p>	
8	認定情報	要介護 2		
9	課題分析（アセスメント）理由	緊急避難先の二女 C 宅において BPSD が著明に出現。本人も二女 C も、また状況を把握した長女 B も強度のストレス。資金難。当ホームは手元資金がなくとも、現有不動産の資金化で入居費用に充当できること。		

課題分析（アセスメント）に関する項目

No.	標準項目名	項目の主な内容	
10	健康状態	病名	アルツハイマー型認知症、高血圧
		既往・病歴等	S62 交通事故受傷で右足骨折、H16 高血圧、H20 前立腺がん、H29 アルツハイマー型認知症
		主治医	D 内科医院
		身体状況	特に記すべきことなし アルツハイマー型認知症による BPSD 頻回に出現
11	ADL	<p>○寝返り：自立 ○起き上がり：自立 ○移乗：自立 ○歩行：自立 ○更衣：自立 ○入浴：自立 ○洗身：一部介助（洗身する個所を失念することがある） ○洗面：一部介助（促さないと実行しない） ○排泄：自立 ○食事：一部介助（何にでも醤油をかける果物までかけることがある）</p>	
12	IADL	<p>○調理：全介助 ○掃除：全介助 ○買い物：全介助 ○金銭管理：全介助 ○服薬管理：全介助</p>	
13	認知	短期記憶を欠く。長女 B が二女 C 宅を訪ねても数時間で失念する。食事について、夕刻に空腹を覚えると「そういえば、昼を食い損ねたんだよ」と述べることもある。	
14	コミュニケーション能力	良好だが、応酬話法で、尋ねられたことに言葉少なに相槌や同意を示すことが多い。	
15	社会との関わり	ほぼ喪失。自宅損壊で二女 C 宅に避難するまでは、ほぼ終日自宅内で過ごし、デイサービス（週 2）、長女二女との買い物同行の外出以外なかった	
16	排尿・排便	支障なし	

様式3 アセスメントのまとめ

<p>総括</p>	<p>(ア) 突然に自宅を喪失、避難先の二女宅で BPSD が急性増悪の様相 (イ) 長女二女に自宅での介護力はない (ウ) 当てにしていた父本人の資金が枯渇。目論見 3,000 万円→実際は 300 万円 (エ) 急を要する資金支出に父本人の資金力に対応できず、かといって、長女二女も資金支援に及び腰 (オ) 父本人の自宅の取壊し、その後の自宅敷地売却による資金取得までのつなぎ資金の捻出も、その具体策についてノーアイデア (カ) そこへ、父本人の姉の死去があって、200 万円の金銭を相続予定 (キ) 相続、自宅敷地の売却にともなう家裁への成年後見人の選任申し立ては、報酬を要する専門職後見人は忌避したい。</p>
<p>身体面</p>	<p>(ア) 高血圧症の増悪や関連する症状なし (イ) BPSD が著明になっている</p>
<p>精神面・ 社会面</p>	<p>(ア) 自宅が現存しており、亡き妻が自宅で待っていると信じている (イ) 長女二女の好意はありがたいが、二女とはちょっとしたことで口論になり、徘徊、幻想・幻覚のトリガーになっている (ウ) これまでの自宅も、避難先の二女宅も、これまでの本人の生活圏・商圈と重なるが、H27以降、出不精になっていること、認知症が支障して分からなくなっている</p>
<p>環境面</p>	<p>これまでの自宅での生活は、20代から住んでいたことで、絶妙なバランス、いわば体が覚えている、脊髄反射的に成立していたが、突然の天災によってその生活に終止符が打たれ、近隣近所、近居の二女宅に身を寄せたが、転居によって一変した。未だ避難して 2,3 週間前後で二女の家族の眼差しは優しいであろうが、本人にとっては、二女宅が、これまで住んでいた自宅と同じ環境にあることが理解できない環境下にあり、二女の性格性向と自身の性格性向も相まって、リロケーションストレスを得て BPSD に強く作用しているのではあるまいか。</p>

課題整理総括表

利用者名

A

殿

作成日

R1.9.25

自立した日常生活の阻害要因 (心身の状態、環境等)		① アルツハイマー型認知症	② 高血圧症	③ 天災による自宅全壊		
		④ 経済的困窮	⑤ 急な転居	⑥		
状況の事実 ※1		現在 ※2		要因※3	改善/維持の可能性※4	備考 (状況・支援内容等)
移動	室内移動	自立 見守り 一部介助 全介助			改善 維持 悪化	二女宅に避難後、徘徊実績あり 単身独居時、3食餅を食し、偏食が多かった。避難先の二女C宅においてはまんべんなく食すが、醤油をなんにでもかけ、果物にまでかけることがある。調理は餅を焼くことくらいしかできない 齲歯があり、治療を要する。義歯なし 促さないと実行しない 手渡しすると自身で服薬 洗身、洗髪は促さないと実行しない 促しても実行しない できない できない 長女B、二女Cが管理 長女B、二女Cが同行してなんとかできる 相槌や同意を示すが、真意探求は困難 短期記憶に支障。空腹は直前の食事を抜いたと述べる ほぼ喪失。デイと娘らとの外出以外になし 二女宅に避難後、徘徊、幻想・幻覚、帰宅願望の出現 避難先の二女宅から入居する、長女二女とも同居は困難 自宅は天災で全壊 年金受給額のみでは入居費用に不足
	屋外移動	自立 見守り 一部介助 全介助		①③⑤	改善 維持 悪化	
食事	食事内容	支障なし 支障あり		①②	改善 維持 悪化	
	食事摂取	自立 見守り 一部介助 全介助		①②	改善 維持 悪化	
	調理	自立 見守り 一部介助 全介助		①	改善 維持 悪化	
排泄	排尿・排便	支障なし 支障あり			改善 維持 悪化	
	排泄動作	自立 見守り 一部介助 全介助			改善 維持 悪化	
口腔	口腔衛生	支障なし 支障あり		①	改善 維持 悪化	
	口腔ケア	自立 見守り 一部介助 全介助		①	改善 維持 悪化	
服薬		自立 見守り 一部介助 全介助		①	改善 維持 悪化	
入浴		自立 見守り 一部介助 全介助		①	改善 維持 悪化	
更衣		自立 見守り 一部介助 全介助			改善 維持 悪化	
掃除		自立 見守り 一部介助 全介助		①	改善 維持 悪化	
洗濯		自立 見守り 一部介助 全介助		①	改善 維持 悪化	
整理・物品の管理		自立 見守り 一部介助 全介助		①	改善 維持 悪化	
金銭管理		自立 見守り 一部介助 全介助		①	改善 維持 悪化	
買物		自立 見守り 一部介助 全介助		①	改善 維持 悪化	
コミュニケーション能力		支障なし 支障あり		①	改善 維持 悪化	
認知		支障なし 支障あり		①	改善 維持 悪化	
社会との関わり		支障なし 支障あり		①	改善 維持 悪化	
褥瘡・皮膚の問題		支障なし 支障あり			改善 維持 悪化	
行動・心理症状(BPSD)		支障なし 支障あり		①③⑤	改善 維持 悪化	
介護力(家族関係含む)		支障なし 支障あり		①③④⑤	改善 維持 悪化	
居住環境		支障なし 支障あり		①③⑤	改善 維持 悪化	
経済状態		支障なし 支障あり		①③④	改善 維持 悪化	

利用者及び家族の生活に対する意向	本人:家がなくなって、だからと言って、二女Cのところにもいられないなあ。家族:長女B:夫の両親と同居で父Aを引き取ることは困難。資金援助も困難。二女C:同趣旨
------------------	---

見通し ※5	生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)【案】	※6
●調理ができるので、促し、協働することでよりよい食事ができるようになる。 ●訪問歯科診療の利用で齲歯の治療、よりよい食事ができる ●歯磨きを促し、他の入居者とともにすることで楽しくできる ●服薬介助で飲み残し、忘れがなくなる ●入浴時の見守り、一部介助で洗い忘れがなくなり、清潔保持が増進 ●掃除洗濯、身の回りなど、促し協働することでよりよい生活環境の増進が図れる ●いつも役職員が傍らにあるので、本当に思っていることや、思っていることが表意、表現できなかったのが、徐々に表意、表現できるようになる ●これまでは、ごく限られた人間関係であったが、当ホームは小さいながらも社会の一であって、外來もあることから、社会との関りが広がりをみせるだろう ●自宅が天災で全壊、二女C宅に身を寄せたばかりのところ、介護の都合によって転居することとなったことから、リロケーションストレスを得て心身機能に何らかの変調をきたしてもおかしくはない。しかし、当ホームは小さいながらも社会の一であり、構成員(役職員、入居者、関係者)の動機の部分では歓迎であるので、いずれ馴致していこう ●預貯金が家族の見込みの1割程度しかなかったが、これから相続、自宅敷地の売却を経て、経済的に心配しなくてもよくなるだろう	高血圧症をコントロールし、健康を増進したい。あわせて、認知症の進行を緩和したい	1
	支援を得ながら、おいしく食べたり飲んだりしたい。できれば、自分でも何か料理をしてみたい	2
	支援を得ながら、身の回りのことで、自分でできることは自分でやりたい	3
	急に不安になったり、訳が分からなくなることがないようにしたい。不安などときには傍らにいて欲しい	4
	外出や外食、レクリエーションを楽しみたい	5
	実際のところは分からないが、娘たちが盛んに自宅の喪失や、お金の心配をしているが、娘に心配をかけたくない	6

※1 本書式は総括表でありアセスメントツールではないため、必ず別に詳細な情報収集・分析を行うこと。なお「状況の事実」の各項目は課題分析標準項目に準拠しているが、必要に応じて追加して差し支えない。
 ※2 介護支援専門員が収集した客観的事実を記載する。選択肢に○印を記入。
 ※3 現在の状況が「自立」あるいは「支障なし」以外である場合に、そのような状況をもたらしている要因を、様式上部の「要因」欄から選択し、該当する番号(丸数字)を記入する(複数の番号を記入可)。
 ※4 今回の認定有効期間における状況の改善/維持/悪化の可能性について、介護支援専門員の判断として選択肢に○印を記入する。

※5 「要因」および「改善/維持の可能性」を踏まえ、要因を解決するための援助内容と、それが提供されることによって見込まれる事後の状況(目標)を記載する。
 ※6 本計画期間における優先順位を数字で記入。ただし、解決が必要だが本計画期間に取り上げることが困難な課題には「-」印を記入。

利用者名 A 殿 生年月日 昭和16年×月×日 住所 X市DEF二丁目2番2号

施設サービス計画作成者氏名 萩原 将之

施設介護支援事業者・事業所名及び所在地 W（認知症対応型共同生活介護）G郡V町K5678番912

施設サービス計画作成（変更）日 令和 年 月 日 初回施設サービス計画作成日 令和1年9月25日

認定日 平成31年1月10日 認定の有効期間 平成30年12月20日～令和3年12月31日

要介護状態区分 要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5

利用者及び家族の生活に対する意向

本人A：家が住めないことはないでしょう。だって、私と家内で汗水たらした家なくなるなんてないよ。それに家内が待っているの、二女の家も孫も二女の夫も楽しいが、そんなに長くは居られないよ。
長女B：夫の両親と同居でかかる事態にあっても父Aを引き取ることは困難。嫁の身で父に資金援助も困難。
二女C：夫と娘との生活、しばらくは父と同居できるが長期は困難、資金支援も困難。
長女・二女：
①このうちは一刻も早く入居させてほしい。いろいろかかる費用は当面は工面する。その後は、父の姉の相続財産（金銭）と、自宅敷地の売却益を充当する。②相続と自宅敷地の売却のためには、父に代わって成年後見人に託すということだが、毎月報酬を支払うこととなる専門職後見人はご免こうむりたい。なぜなら、施設入居には月額15万円相当かかりそうで、父の年金は月額10万円である。報酬は支払えないので、後見人は長女二女の何れかでなければならない。

介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定

認定期間を36か月とする
※注記：当ホームはV町所在の地域密着型サービスの一である認知症対応型共同生活介護事業所であって、Aの保険者はX市であることから、X市にAについて当ホームの利用につき申請中であること、よって、X市がAについて当ホームを指定する日の前日までは自費での利用となり、指定された日の前日までの自費の利用については、償還払いの対象とはならない。

統合的な援助の方針

① 突然に天災で長年住み慣れた自宅を喪失、一時的に身を寄せている二女C宅において、リロケーションストレスも作用したと思われるBPSDの出現によって本人はもとより、二女Cならびにその家族の疲弊、見守る長女Bのストレスを軽減できるよう努める。
② 共同生活によって、小さな社会ではあるものの、その社会の構成員の一として張りを有した生活を、他の構成員たる入居者や役職員とともに常時かわりを有した仲間として共に楽しめるよう、本人の嗜好を深め、潤いのある生活を送ることができるよう支援する。
③ 経済的な事情を斟酌し、当社の関係先各位と協働しこれを支援できるように努める。
緊急連絡先・・・長女B：携帯電話000-0000-0000 二女C：携帯電話000-0000-0000

第2表

施設サービス計画書(2)

利用者名

A

殿

(1/2)

作成年月日令和1年9月25日

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	目 標				援 助 内 容			
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	担当者	頻度	期間
高血圧症をコントロールし、健康を増進したい。あわせて、認知症の進行を緩和したい	高血圧症をコントロールし、あわせて、認知症の進行を緩和、健康を増進したい	R1.9.25 ～ R2.3.31	支援を得ながら服薬し診察を受け、齲歯の治療を受け、自分の歯を大切にしたい	R1.9.25 ～ R1.12.31	診療と療養上の助言	医師(訪問診療)	月2回	R1.9.25 ～ R1.12.31
					訪問歯科診療	歯科医師	水曜日	
					定期受診(訪問診療)	本人 介護職員	月2回	
					往診	医師	随時	
					服薬介助	介護職員	毎日	
					健康状態観察、相談	看護師(医療連携)	月	
					日常的な相談支援	介護職員	毎日	
					日常的な健康チェック			
支援を得ながら、おいしく食べたり飲んだりしたい。できれば、自分でも何か料理をしてみたい	役職員や他のご入居のお客様と調理にチャレンジし、自らこしらえたものを美味しく食べたい	R1.9.25 ～ R1.12.31	役職員やご入居のお客様と調理にチャレンジ	R1.9.25 ～ R1.12.31	調理(おやつや夕食)	本人、介護職員 ご入居のお客様	おやつや夕食時に	R1.9.25 ～ R1.12.31
			食事を三食、割と規則的に取ることができる		塩分摂取量、油脂摂取量に注意し、摂取状況チェック	本人、介護職員、ご入居のお客様	朝食 午前おやつ 昼食 午後おやつ 夕食	
支援を得ながら、身の回りのことで、自分でできることは自分でやりたい	義歯を使用していないので、いつまでも自らの歯を大切にしたい	R1.9.25 ～ R2.3.31	きちんと歯磨きなどしたい	R1.9.25 ～ R1.12.31	促して三食の後の歯磨き、口腔衛生	本人、介護職員、歯科衛生士(訪問歯科診療)	毎食後	R1.9.25 ～ R1.12.31
	いつも清潔でござっぱりしていきたい		①入浴したい ②身だしなみを整えたい		①促して洗が残りのないようにする ②促して更衣整容	本人、介護職員	毎日	
	支援を得て居室や共有スペースを片付けたい		支援を得ながら、居室や共有スペースの清掃や整理整頓		促して居室は役職員とともに。共有部はご入居のお客様とともに。	本人、介護職員、ご入居のお客様	毎日	

※1 「保険給付対象の対象になるかどうかの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。

※2 「当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

第2表

施設サービス計画書(2)

利用者名

A

殿

(2/2)

作成年月日令和1年9月25日

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	目 標				援 助 内 容							
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	担当者	頻度	期間				
急に不安になったり、訳が分からなくなることがないようにしたい。不安なときには傍らにいて欲しい	不安なことはないほうがいい	R1.9.25 ～ R2.3.31	不安が軽減、緩和で、安心できる	R1.9.25 ～ R1.12.31	促し、談話、会話、活動	介護職員	随時	R1.9.25 ～ R1.12.31				
外出や外食、レクリエーションを楽しみたい	外出や外食、レクリエーションを楽しみたい		家族や役員、ご入居のお客様と外出ができる		家族と外出	面談、外出			介護職員、代表者			
						家族の面会、面談			本人、介護職員、家族(長女B)、事務職員			
						家族と外出	本人、長女B		随時			
実際のところは分からないが、娘たちが盛んに自宅の喪失や、お金の心配をしているが、娘に心配をかけたくない	自分のお金は自分のために使いたい、結果として自分と娘たちが困ることのないようにしたい	R1.9.25 ～ R2.3.31	レクリエーションや庭園で楽しく活動したい	R1.9.25 ～ R1.12.31	外食	本人、介護職員、ご入居のお客様	月 毎日	R1.9.25 ～ R1.12.31				
			台風で全壊した自宅が周囲の家や車や人を傷つけたくないので、取壊し整地したい		姉Iの死去にともなう相続財産200万円を相続をしたい	自宅を取り壊し整地した敷地は有利な条件で売却したい	ドライブ、散歩		本人、介護職員、ご入居のお客様、家族	キャッチボール、卓球	随時	
							風船バレー、BBQ、園芸			①長女Bが裁判所に自身を被成年後見人本人Aの成年後見人に選任を求める申立 ②長女Bが裁判所に自宅建物取壊許可の審判申立と許可後の取壊と敷地の整地 ③長女Bが本人Aの姉Iの死亡で開始した相続に成年後見人の資格で遺産分割協議に参加し本人に相続 ④長女Bが裁判所に当社を買主とする敷地売却許可の審判申立と当社との売買契		本人 長女B 二女C 千葉家裁●●支部▲▲書記官 被相続人姉Iの他の相続人 法令照会先：●●法律事務所、弁護士●●、弁護士▲▲ 当社代表者 建物取壊業者 土木工業者
							庭園整備、各種行事					
敷地の売却後、売却益に課税される譲渡所得税・住民税は適切に節税したい		R1.9.25 ～ R2.3.31	①居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例の適用により譲渡所得税・住民税非課税	本人、長女B、二女C、 税務申告依頼先：●● 公認会計士事務所、税理士■、当社代表者	R1.9.25 ～ R2.3.31							

※1 「保険給付対象の対象になるかどうかの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。

※2 「当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

日課計画表

作成年月日令和1年9月25日

利用者名 A 殿

	共通サービス	担当者	個別サービス	担当者	主な生活上の活動	共通サービスの例
深夜	4:00 巡視	介護職員				食事介助 朝食 昼食 夕食 入浴介助（随時） 清拭介助 洗面介助 口腔清潔介助 整容介助（毎日） 更衣介助（毎日） 排泄介助（毎日） 水分補給介助（毎日） 体位交換
	6:00 起床	介護職員	洗面促し、更衣、整容見守り	介護職員	ベッド回り片付け	
早朝	8:00 朝食の準備・配膳・下膳	介護職員	食事見守り、服薬介助	介護職員	リビングでテレビ視聴	
	バイタルチェック	介護職員	口腔ケア促し	介護職員		
午前	10:00 お茶、おやつ準備・配膳・下膳	介護職員		介護職員	リビングで談話 レクリエーション	
	12:00 昼食準備・配膳・下膳	介護職員	食事見守り、服薬介助	介護職員	リビングでテレビ視聴	
	口腔ケア	介護職員	口腔ケア促し	介護職員		
午後	14:00	介護職員			リビングでテレビ視聴	
	お茶、おやつ準備・配膳・下膳	介護職員		介護職員	リビングで談話	
	16:00		食事見守り		レクリエーション	
				介護職員	リビングでテレビ視聴	
夜間	18:00 夕食準備・配膳・下膳	介護職員	食事見守り、服薬介助	介護職員	リビングでテレビ視聴	
	口腔ケア	介護職員	口腔ケア促し	介護職員	リビングで談話	
	20:00	介護職員	トイレでの移乗、就寝準備	介護職員	居室でテレビ視聴	
	就寝	介護職員				
深夜	22:00 巡視	介護職員				
	24:00					
	巡視	介護職員				
	2:00	介護職員				
	巡視	介護職員				
4:00						
随時実施するサービス						

その他のサービス	訪問診療、往診、訪問看護、訪問歯科診療、医療連携体制
	面会、面談、外出、ドライブ、外食、庭園でのBBQ、大浴場での入浴、散歩、買い物、キャッチボール、庭園整備、園芸

(注) 「週間サービス計画表」との選定による使用可。